

続きまして、指宿信先生にご登壇いただきます。指宿先生のご専門は、刑事訴訟法でいらっしゃいます。司法臨床・加害者臨床が話題になっている現在、法学がどのようにこれらを扱うかについて、お話しいただきます。指宿先生よろしくお願いいたします。

指宿 はい。成城大学の指宿です。私の専門は、法学、刑事訴訟法学なので、その立場からお話をさせていただきます。唐沢先生のお話が、学問の立場から法と人間科学というものを取り扱われたので、私のほうからは、法と人間科学の一つの具体的なフィールドとして、「治療的司法」という概念についてお話させていただきます。これは、目新しい言葉だろうと思います。法学の世界の人たちにも、ほとんどなじみがない。今日の出回っている標準的な刑事政策学の教科書等を見ても、この治療的司法という見出しや章は全くないですね。非常に新しいものです。一体それはどういうものなのかということと、それと法と人間科学がどういうふうにつながるのかという話をさせていただきたいと思います。

治療的司法というのは、英語では、「Therapeutic Jurisprudence」といい、これがTJというふうによく略されて呼ばれています。1980年代にアメリカのアリゾナ大学(当時)のデビッド・ヴェクスラー教授と、マイアミ大学のブルース・ウィニック教授が提唱者となって生まれてきた新しい司法観、司法哲学です。その中身は、行動科学の知見に基づいて、法適用に関わる心理的・情緒的な側面に着目して、法過程や司法過程を社会的メカニズムの一つと理解する考え方であり、法学者の方々にとっては、先ほどの石塚先生のお話にあったような、新派の考え方に非常によく似た発想に立っていると思われまます。こうした考え方によって、犯罪者、犯罪を犯してしまった人、あるいは少年であれば非行を犯してしまった者が抱える問題を解決することによって、再び犯罪を犯さないように働きかける。介入的で治療的な発想に基づくので、セラピューティック(治療)という言葉が使われるようになりました。

すでに欧米諸国では、こうした考え方に立って、裁判所に具体的なプログラムが実装されています。実装されているプログラムのことを、プロブレム・ソルビング・コート、問題解決型裁判所とか、トリートメント・コート、治療的裁判所というふうと呼ぶことがあります。具体的には、薬物事犯の犯罪者を専門に扱うドラッグ・コートとか、DVの加害者を専門に扱うDVコート、精神

障害者を専門に扱うメンタルヘルス・コートというように、個別の問題に即したプログラムが作られています。数的に最も普及しているのはドラッグ・コートと呼ばれるもので、全米では2,600か所以上あるとされています。世界的にどれぐらいあるかという統計は、私が探した限りでは見つかりませんでした。日々、旧来型の裁判所に代わってこういった問題解決型のプログラムは各国で導入が進んでいると言えると思います。

治療的司法の発想は、その治療プログラムを強制するのではなく、あくまで被疑者・被告人が同意し、その承諾に基づいて、自らこのプログラムに参加するという意思表示した場合に、抱える問題を解決するプログラムに参加していくということになります。薬物中毒の場合であれば、離脱のためのプログラムです。このプログラムに参加することによって刑罰を回避し、一定期間このプログラムに加わったあと、社会復帰を目指します。矯正施設には行かないということが、完成形として予定されているわけです。治療プログラムに失敗すると、刑罰が待っているというのが一般的です。

このプログラムに関与している人はどういう人かということ、まさに法と人間科学の実践の場でありまして、法律関係者だけではありません。裁判官、検察官、弁護士というのは当然関わるとしても、精神科医であるとか、カウンセラー、ソーシャルワーカー、そして、場合によっては家族や保護者といった人たちが関わっていく。その関わり方はプログラムや国によってまちまちですけれども、われわれが今の日本の裁判所で持っているような司法のイメージからは、懸け離れるでしょう。法学の知見、考え方と、人間科学、心理学であるとか社会学、あるいは福祉の専門家が持っている知見を統合的に、問題を抱えた被疑者・被告人の問題解決のために役立てていこうということを行っているというのが、治療的司法です。

こうした考え方は、伝統的な当事者主義的な裁判の考え、刑事裁判の考え方とは、非常に異なります。刑罰を求める検察官と、それを受けて立つ被告人、弁護人という対立の当事者がいて、その間に、中立的な判断者である裁判所に属する裁判官がいるという、三角形を図式的にはイメージできるような、当事者主義的な司法観ではありません。簡単に言ってしまうと、伝統的な当事者主義というのは刑罰を求めるわけですから、過去に行った犯罪という、社会契約論的に言うと契約に違反した、社会に迷惑をかけた、刑罰法令に触れるような

行為をした、その代償として刑罰を求めます。これは過去志向ですね。過去に行ったことに対するサンクションを与える。ところが、治療的司法というのは、二度と同じような過ちをしないためにはどうしたらいいか、法制度、あるいはその他の社会的なリソース、医療とか福祉とか、社会サービス、福祉サービスを使おうというのですから、未来志向だと言われています。

それぞれの考え方で求められる価値も異なり、当事者主義の考え方に立てば、平等ということが非常に重要です。これは憲法でも要求されているわけですから、どの被疑者・被告人にとっても、同じような犯罪を犯したのだったら、同じような刑罰を受けなければならないということになります。これに対して、治療的司法の場合には、クライアントの抱えている問題に応じた解決法を与えるという、個別的な志向が強くなります。誰でも同じ処分を平等に与えるという考え方はとらない。こうした治療的司法を支えているのが、治療的法学、あるいは治療法学という学問だと考えていただければいいと思います。

再犯を犯さないようにするには刑罰をもって再犯予防を考えるというのが、いわゆる抑止刑の発想です。これは法律家的な発想です。ところが、刑務所から社会に出てきたら実際どうかというと、例えば職がない。あるいは、薬物にまた手を出してしまう。伝統的な当事者主義的司法観に立つと、そういった問題はそれぞれの領域で、例えば刑務所を出たあと行政のサービスの中で、あるいは医療のサービスの中で解決をしてください。法学の世界からはタッチしないですから、というように、消極的な考え方になると思います。治療的司法はそうではなくて、刑事司法の手続きの中で刑罰を与えるだけではなくて、犯罪を犯した人が抱える問題を解決するところまで考えましょうという発想に立ち、先ほど述べたような関係者が集まるというのが、この治療的司法です。

アメリカでは非常にたくさんのドラッグ・コートがありますが、なぜアメリカでこれほどドラッグ・コートが広がったかということ、言うまでもなく薬物犯罪があまりにも多すぎるからです。ご存じのように、アメリカは陪審制を採用していますが、事実認定をするのは陪審員で刑罰を決めるのは専ら裁判官の仕事です。裁判員裁判とは違って、陪審の場合は、死刑判断を別にすると、量刑の場面ではほとんど市民が関与することはないわけです。むしろ量刑というのは、裁判官、プロの法律家がやる。彼らはどう感じるかということ、被告人に刑罰を

与えても与えても、どんどんまた法廷に帰ってくるわけです。刑罰の虚しさみたいなものを感じている。実際に私が翻訳をしたカナダの裁判官も言っていました。今日この法廷のドアを出ていった人は、あしたまた法廷のドアから入ってくる。そういう仕事に、自分たちは疑問を持ちだしたと語っています。

わが国でも、市民が裁判員裁判の中で量刑に関わるようになってきて、この刑罰制度は、被告人にとってどういう効果があるんだろうかということについて疑問を持つようになってきました。先ほど言ったように、欧米諸国で裁判官たちが刑罰の効果に疑問を持つようになったことが治療的司法観が広がる一つの契機となったわけですが、わが国でも、裁判員裁判が始まることによって、国民が刑罰の効果に関心を抱くようになったと言えるでしょう。そのことが、わが国においても治療的司法の契機になるように思えます。社会制度として、公式のプログラムとして治療的司法の考え方に沿ったプログラムを導入する契機になっているのではないかと私は考えています。

今のところ、残念ながら公式にはまだ具体的になっていないわけですが、問題を抱えた多くの被疑者・被告人、受刑者らが、刑事司法で問題を解決されないまま放置されている状態について、実はそれぞれの立場、あるいは機関において、非公式ながら取り組みは行われてきました。(詳しい内容については、指宿2012参照。)

例えば弁護士の中に、本来は自分の職務ではないけれども、自分の依頼者が立ち直るためにどういうものが必要か、どういう社会のリソースが必要かを考えた上で弁護活動しようとする人が現れました。被告人(依頼者)が必要とするサポートや援助を届けるような弁護活動をしようとされています。これは、「公正に資する刑事弁護」という考え方で、2012年に現代人文社から、奈良弁護士会での考え方を広めようとした高野嘉雄先生の追悼論文集として出版されています。

刑務所で受刑者を処遇する人たちも、そのまま出所させるのはいけないということによろしく気がついてきて、最近、刑務所の中で、例えば薬物離脱のプログラムを導入するということが始まりましたし、出所後、職がないことが再犯の大きな契機となっていることから、法務省と厚労省が一昨年からは協力を始めました。公式のプログラムが始まったわけです。もちろん、従来から矯正保護の機関が、出所者の支援というものを行ってきました。それぞれの限られたフィールドですが、役割を果たされていたわけですが、残念ながらこう

した支援を統合した再犯防止のための基本法というのが、まだわが国には存在していません。犯罪者自身の自助努力や自分で頑張って立ち直るということだけではなく、それぞれの段階やアクターによってばらばらになされている関係者の努力を統合していくために、わが国でもこうした治療的司法の基本法と具体的なプログラム作りが必要な時代になっているだろうと思います。

とはいえ、刑事訴訟法を開けてみると、第1条に、刑事手続きの目的について、「刑罰法令を迅速に適用する」と書かれています。法の文言からして、刑事訴訟法の世界では、被疑者・被告人を立ち直らせるということが法に盛り込まれていません。ただ、条文には盛り込まれていないんですけれども、例えば検察官が起訴するか不起訴にするかというような判断をするときには、実際には、この人は社会内で立ち直ることができるかどうかということが裁量の中にすでに組み込まれています。だから、刑事弁護人は、不起訴に対して働きかけます。例えば、「この依頼人は窃盗の癖がありますから、クレプトマニアの専門の病院で治療させたいんです」ということを検察官に伝えて、不起訴にもっていくようにするというようなことは、すでにもう行われています。これを、国家的な資源を使いながら、公式なプログラムに組み込んでいく時代に差しかかっているところだと思います。

けれども、これを先ほどの唐沢先生のお話に引きつけると、学問領域として、今、治療的司法を支える治療法学が確立しているかということ、わが国では、統合的なフィールドというものがまだ生まれていません。もちろん個別の取り組みというのがあります。例えば臨床心理の領域では、立命館大学の廣井亮一先生が、『司法臨床』とか『加害者臨床』という書籍を出されているところです。これは呼び方が違うんですけれども、司法を臨床の場として捉えて、再犯や再非行を食い止めるような場として研究を進めようとしています。この法と人間科学の中でも、ぜひ法学と心理学の方々が知見を出し合って、治療的司法を支えるような研究を進めていただきたいと望んでいるところです。ご静聴ありがとうございました。

山崎 指宿先生、どうもありがとうございました。

引用文献

指宿 信(2012): 指宿信「3.9 治療的司法」廣井亮一編『加害者臨床』日本評論社